



公認内部監査人

Continuing Professional Education

— 2010-2011年用・継続的専門能力開発制度ガイドライン —

発行：社団法人日本内部監査協会

※ IIA認定資格(CIA, CCSA, CFSA, CGAP)は、内部監査人協会(IIA:本部 米国フロリダ州オーランド)が主催・認定する国際資格であり、日本においては(社)日本内部監査協会が運営を委託されています。

— CPE (Continuing Professional Education, 継続的専門能力開発)制度とは —

CPE制度は、IIA認定資格保有者がその称号を得た後も、常に専門職として相応しい能力・知識の開発を継続し、それらの称号を維持するに値すると証明することを目的とした、IIAの制度です。

IIA認定資格保有者は、

- 内部監査人としての知識と技能を維持すること
- 内部監査人としての知識や技能を最新のものにし、内部監査の基準・手続・技法に関連する諸問題を常に把握し、その能力を向上・発展させること

をその責務とします。

この責務を果たすためにIIA認定資格保有者はCPE活動を遂行し、その結果を(社)日本内部監査協会(IIA-Japan)を通じてIIAに報告する義務があります。日本においては、これらCPE活動・報告などの運営・管理は、(社)日本内部監査協会(IIA-Japan)が、IIA本部より委託されています。

本書は、IIA認定資格保有者の中でもCCSA、CFSA、CGAPに義務付けられているCPEのガイドラインを示したものであり、その報告方法を記載しています。このガイドラインが満たされない場合もしくは適時に報告されない場合は、CCSA、CFSA、CGAPの称号は使用出来なくなりますので、必ずお読みください。

(CIAにつきましては別紙ガイドラインをご確認ください。)

(社)日本内部監査協会(IIA-Japan)はIIAの指示により「CPE報告書」の内容に関して、サンプリングによる監査を行います。参加・関与の証明書類は最低3年間、ご自身で保管をお願いします。監査の際に証明書類が提示出来ない場合には、報告内容が否認されることがあります。

継続的専門能力開発制度ガイドライン(CPE) 目次

I.	資格維持に必要なCPE単位数	-----3
II.	CPEの対象となる活動	-----4
1.	基本原則とCPE活動内容のカテゴリ	-----4
2.	認定の条件	-----4
3.	CPE活動内容のカテゴリの詳細	-----4
	カテゴリⅠ:教育・研修	-----4、5
	カテゴリⅡ:執筆	-----6
	カテゴリⅢ:行事参加	-----6
	カテゴリⅣ:講演	-----6
	カテゴリⅤ:他試験合格	-----7
	カテゴリⅥ:日本内部監査協会個人会員登録	-----7
III.	「CPE報告書」提出方法	-----7
1.	CPE活動の報告期間と報告期限	-----7、8
2.	報告書の提出方法	-----8、9
3.	CPE報告記入事項	-----9
4.	履行証明書の発行	-----9
IV.	監査	-----9

※巻末添付	添付 1:	よくあるご質問
	添付 2:	報告期間・報告期限 早見表
	添付 3:	定年退職に伴うCPE報告免除申請書 内部監査実務に非従事である申請書
	添付 4:	CPE報告書

最新情報について

IIA認定資格(CIA・CCSA・CFSA・CGAP)は、内部監査人協会(IIA)が主催・認定をする資格であり、日本においては(社)日本内部監査協会が運営を委託されています。
IIA試験のCPEガイドラインの内容はIIAの指示により変更される場合がございます。
CPEに関する最新の情報は、(社)日本内部監査協会(IIA-Japan)のホームページ
(<http://www.iiajapan.com/system/CPE.htm>)でご確認ください。

〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11 京橋サウス8階
社団法人日本内部監査協会(IIA-Japan) 企画調査部 国際・資格課
Tel : 03-6214-2232 ホームページ : <http://www.iiajapan.com>

I. 資格維持に必要なCPE単位数

資格維持に必要な単位数は、資格保持者の現在の職務の状態により異なります。

認定年とその翌年は報告が免除され、その後は認定年を基準に2年ごとに下記に定められたCPE単位の取得と報告が必要です。(報告期間・期限は、巻末添付2の早見表を参照ください。)

区 分	単位数	備 考
内部統制評価実務に従事しているCCSA 金融業における監査実務に従事しているCFSA	40CPE	認定年とその翌年は報告が免除され、その後は認定年を基準に2年ごとに40CPE単位を取得しその報告が必要です。
内部統制評価実務に従事していないCCSA 金融業における監査実務に重視していないCFSA ※ 就職・転職活動中、一時休職中、離職中、 出産・育児休暇中や学生の方を含む	20CPE	(社)日本内部監査協会へ「実務に非従事である申請」(*注1)を提出する必要があります。 異動された時点か、2年ごとのCPE報告と同時に提出すること。 CCSA、CFSA、CGAPの称号は使用出来ます。
定年退職された場合	なし	定年退職され、以降、実務活動をされないCCSA、CFSA、CGAPの方は、「定年退職に伴うCPE報告免除の申請」(*注2)で、(社)日本内部監査協会に届け出た場合、CPE単位の報告義務が免除されます。 CCSA、CFSA、CGAPの称号は使用出来ます。 この届出のご提出後は①②に戻ることは出来ません。

- 上記①、②どちらの場合でも、期限までにCPE報告をされなかった場合、活動休止状態とみなされます。その場合は、CCSA、CFSAの称号は使用できません(資格認定が取り消されることはありません)。不正使用をされた場合は、資格認定取消の対象となります。
- 活動休止状態から活動状態(CCSA、CFSAの称号を使用できる状態)へ復帰を希望される場合は、次の2年間の報告期間で所定の単位を取得されたCPE報告書に、復帰する旨の文書を添えて国際・資格課へご提出ください。
- CPE報告対象期間のうち、CCSAの場合は内部統制評価実務、CFSAの場合は金融業における監査実務に従事していない期間が一部でもある場合は、その期間を含む対象期間のCPE報告は「実務に非従事であるCCSA、CFSA」(上記②)としてCPE報告をすることになります。

***注1:『実務に非従事である申請』**

巻末に添付しているフォーマット以外でも、下記の必要事項が記載されている証明書もご提出いただけます。

- 申請者の住所、氏名、認定番号、連絡先電話番号
- 現在の職場の名称、所在地、電話番号
- 現在従事している職務の記載と、その客観的証明(職場の第三者による署名など)

***注2:『定年退職に伴うCPE報告免除の申請』**(巻末添付フォーマットをご利用ください。)

*注1、2のフォーマットは、(社)日本内部監査協会のホームページ(<http://www.iiajapan.com>)の継続教育制度(CPE)よりダウンロード出来ます。

II. CPE の対象となる活動

1. 基本原則とCPE活動内容のカテゴリ

下記の基本原則に沿った6つのカテゴリの活動が、CPE単位として認定されます。

基本原則	カテゴリ	2年間の上限
CCSA、CFSA資格保持者は、監査、会計、経営、法律、コンピュータ(IT)、マーケティング、各自の職種・業種の専門分野に関するテーマの活動を通し、常に専門職として相応しい能力、知識や技能を最新のものにし、内部監査の基準・手続・技法に関連する諸問題を常に把握し、その能力を向上・発展させること。	I : 教育・研修	40CPE
	II : 執筆	20CPE
	III : 行事参加	20CPE
	IV : 講演	20CPE
	V : 他試験合格	40CPE
	VI : 日本内部監査協会個人会員登録	20CPE

※ カテゴリごとに単位の上限が設定されています。それ以上のCPE単位を報告されてもカウントされません。

2. 認定の条件

CPE報告書に記入するCPE活動と認定されるには、開催日時・講義時間・場所・研修テーマが明確で、参加証・参加者名簿や修了証明書が発行される場合、その他の活動では参加・関与を書面で証明できる場合とします。

ただし、(社)日本内部監査協会の主催する研修会への参加については、証明書は不要です。

3. CPE 活動内容のカテゴリの詳細

カテゴリ I : 教育・研修

「教育・研修」カテゴリでは、2年間の合計で40CPE単位まで申請することができます。

「教育・研修」とは、以下に示された組織が主催する正式な専門的教育・職能開発プログラムの受講・参加のことを指します。プログラムは、CPE活動と認定されるに相応しい内容であることが求められます。研修会・講習会のプログラムが下記の内容を含むことをご確認ください。

主 催	内 容
(社)日本内部監査協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職としての能力の向上に役立つこと 2. プログラム修了後の知識や能力の水準・目的の設定が明確であること 3. 個々の水準を高めるように開発された内容のものであること 4. プログラムの内容が現在に対応したものであること 5. プログラムの履修および履修時間が、参加者名簿や修了証明書等の書面により確認できること
IIA(内部監査人協会)	
他の公共団体・専門団体・企業など	
公式社内研修会	

<CPE単位の計算方法>

教育・研修カテゴリにおける取得CPE単位の計算方法は以下の通りです。

$$\boxed{1\text{CPE 単位} = \text{最低}50\text{分}}$$

$$\text{<例 1> } 100\text{分の講座} = 2\text{CPE単位}$$

$$50\text{分 以上}100\text{分未満の講座} = 1\text{CPE単位}$$

<例2> 50分未満で区切られた講座・会議などは全体を1つとみなして計算します。

30分の講座 × 5回 = 150分

150分 ÷ 50分 = 3 ∴ 3CPE単位を認定します。

<注意事項>

1. 受講・参加された研修会、eラーニング、DVD等の媒体による研修、通信講座、いずれの場合も受講時間が確認できる内容が記載された、主催者の発行する修了証明書、書類等を報告時から3年間保管してください。

2. eラーニング、DVD等による研修を受講した場合も、受講時間50分 = 1CPE単位とします。
(受講期間で換算はできません。)

<例> 講義時間200分・受講期間2ヶ月のeラーニング講座 = 4CPE単位

講義時間600分・受講期間3ヶ月のeラーニング講座 = 2CPE単位

3. 通信講座受講の場合は、主催団体の定める標準受講期間により、以下の単位で換算します。

受講期間: 1ヶ月以上3ヶ月以下 = 10CPE単位

6ヶ月以下 = 15CPE単位

7ヶ月以上 = 20CPE単位

4. (社)日本内部監査協会の研修会・CIAフォーラム研究会・業種別部会は、上記の計算方法によるCPE単位が適用されます。

5. (社)日本内部監査協会主催の研修会のCPE単位は、当会のホームページの事業予定表 (<http://www.iiajapan.com/training/>)で確認が出来ます。

6. CIAフォーラム研究会においては出席時間に加え、成果物もCPE単位の対象となります。

①成果物⇒座長は20CPE単位、メンバーは10CPE単位を付与する。

②出席時間⇒50分につき座長は2CPE単位、メンバーは1CPE単位が付与される。

※CIAフォーラムに関するCPE単位の詳細は、必ず(社)日本内部監査協会ホームページのCIAフォーラム研究会運営要領をご確認ください。

7. 日本公認会計士協会の運営・管理している継続的専門研修制度(Continuing Professional Education/CPE)により取得した単位はそのままCCSA、CFSA、CGAPのCPE単位としてカウントすることが出来ます。CPE報告時に、公認会計士の履行結果通知書や履行状況のコピーを添付ください。

8. 他団体で実施している研究会等への参加についてのCPE単位は付与されますが、その研究会による成果物に対するCPE単位は付与されません。(CPE単位はダブルカウントされません。)

9. 同じ研修会を異なる方法(例:会場やeラーニング)で、受講した場合、CPE単位の報告対象はいずれか1つとなります。また、同じ研修会を同じ方法で複数回、受講されても報告対象は1回分となります。

カテゴリⅡ：執筆

「執筆」カテゴリでは、2年間の合計で20CPE単位まで申請することが出来ます。

「執筆」とは、(社)日本内部監査協会が発行する機関誌「月刊 監査研究」、その他の専門分野の雑誌への記事の掲載、研究論文、公刊書籍のことを指します。また、IIA国際本部発行の機関誌「Internal Auditor」や各種資料などの海外文献を翻訳し雑誌などに掲載されることも記事に該当します。

執筆カテゴリにおける取得CPE単位は以下の通りです。

執筆分類	CPE単位
公刊書籍	20CPE
記事、研究論文	13CPE

※自らが執筆担当された部分のみが対象となるため、共著の場合、CPE単位は分与されます。

カテゴリⅢ：行事参加

1. 「行事参加」カテゴリでは、2年間の合計で20CPE単位まで申請することが出来ます。

「行事参加」とは日本内部監査協会が主催・企画した行事などへの参加・活動のことを指します。例えば、(社)日本内部監査協会の全国大会、各種委員会、IIAの委員会や国際大会などがこれに該当します。

2. 行事参加カテゴリにおける取得CPE単位は、参加時間1時間ごとに1CPE単位を基準としますが、行事の内容により付加される場合もあります。

カテゴリⅣ：講演

1. 「講演」カテゴリでは、2年間の合計で、20CPE単位まで申請することが出来ます。

「講演」とは(社)日本内部監査協会や他の公共団体・専門団体・企業が主催する正式な研修会・会議において講演を行うことを指します。

2. 「講演」カテゴリにおける取得CPE単位は以下の通りです。

準備および講演時間1時間 = 1CPE単位とします。

講演区分	CPE単位
新規の講演	講演時間 + (講演時間 × 3 = 準備時間)
同内容の講演	講演時間のみ

<例> 新規の講演で、講演時間3時間の場合：

講演時間(3時間)の3倍を準備時間とみなし、CPE単位として加算

講演時間(3時間) + 準備時間(3時間 × 3) = 12時間

∴12CPE単位を認定します。

3. (社)日本内部監査協会の研修会・大会での講演には、1時間ごとに2CPE単位(上記の計算方法によるCPE単位の2倍)が適用されます。

カテゴリV:他試験合格

1. 「他試験合格」カテゴリでは、2年間の合計で40CPE単位まで申請することができます。
「他試験合格」とはCCSA、CFSA以外の会計・監査関連の資格試験(CIA試験 PART IV免除対象資格)の全科目、または一科目に合格することを指します。
※ 該当資格につきましては、(社)日本内部監査協会のホームページ(<http://www.iiajapan.com>)の公認内部監査人認定試験ガイドの Part IVの試験免除対象資格をご参照ください。
2. 他試験に合格した場合、以下の通りCPE単位が認められます。

会計・監査関連の資格	CPE単位
全科目合格[公認会計士・CPAなど]	40CPE
合格(全2科目)[CISAなど]	20CPE
1科目合格[CCSA・CFSA・CGAPなど]	10CPE

- ※ 試験合格によるCPE単位を報告された場合、該当の資格取得にあたり参加された研修・講習会においてのCPE単位を合わせて報告することはできません。

カテゴリVI:個人会員登録

- 「個人会員登録」カテゴリでは、2年間の合計で20CPE単位まで申請することができます。
- 「個人会員登録」とは(社)日本内部監査協会の「IIA個人会員」として登録することを指します。会員登録は任意であり、強制はされません。
- 「IIA個人会員」は、(社)日本内部監査協会発行の機関誌「月刊 監査研究」、またはIIA国際本部発行の機関誌「Internal Auditor」(隔月刊:英語版のみ)を購読することができます。
- 内部監査の専門誌である機関誌を読んで学ぶことにより、ご入会時に10CPE単位が付与され、1年ごとに更新された際は、更新時に10CPE単位が付与されます。
- ※ 「監査に従事していないCCSA、CFSA、CGAP」で、個人会員登録のみ報告の方も、報告期限までにCPE報告書を提出してください。登録されていても報告がない場合はCPE活動を履行とはみなされません。
- ※ 「IIA個人会員」制度については、協会のホームページの継続教育制度(CPE)の“IIA個人会員制度 入会申込書”をご確認ください。なお、法人会員にご入会の際には、CPE単位の付与はありません。

Ⅲ. 「CPE報告書」提出方法

1. CPE活動の報告期間と報告期限
 1. CCSA、CFSA資格の認定年およびその翌年の2年間については、CPE要件を満たすものとみなされCPE報告が免除されます。そのため、この間に取得されたCPEは、初回報告期間分として報告することはできません。
 2. CPE活動の結果は、免除年を過ぎた年から2年ごとに報告しなければなりません。“2年ごと”とは、認定年とその翌年の免除期間以後の、1月1日からその翌年の12月31日の2年間を区切りとし、以後その繰り返しとなります。(報告期間・期限は、巻末添付2の早見表を参照ください。)

3. CPE報告書の提出は、必要単位を取得された時点から可能です。
4. 単位の取得、CPE報告期限の管理は自己管理とし、その届出も自己報告制度となります。CPE報告期限に関する(社)日本内部監査協会からの通知はありませんのでご注意ください。
5. 報告期限までにCPE報告をされなかった場合は、活動休止状態とみなされCCSA、CFSAの称号は使用できません。復帰を希望される場合は、次回の2年間の報告期間分のCPE報告書をご提出ください。報告があった段階でCCSA、CFSAとして復帰することが出来ます。

2. 報告書の提出方法

1. CPE報告書に必要事項を記入し、下記の住所へ郵送にてご提出ください。FAXやメールでの受付は行っておりません。「CPE報告書」のフォーマットは、(社)日本内部監査協会のホームページ からダウンロード出来ます。

CPE報告書の提出は必要CPE単位を取得された時点から可能となります。

<ご郵送先> 〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11 京橋サウス8階
(社)日本内部監査協会 国際・資格課

2. 証明書類の自己保管
 - (社)日本内部監査協会に提出するCPE報告書には、参加・関与の証明書類の添付は不要です。
 - 添付は不要ですが、(社)日本内部監査協会から提出の要求があれば迅速に対応できるように、最低3年間、CPE報告書のコピーと証明書類をご自身で保管してください。
 - (社)日本内部監査協会に提出済みの書類についての返却・コピーの依頼は受け付けません。

3. CPE報告書記入事項

CPE報告書には、所定のフォーマットに各カテゴリ別に下記の必要記載事項を記入してください。

1. 内容(タイトル・テーマ・内容など)
2. 参加日時
3. 主催者(団体)名称
4. 主催者(団体)住所
5. 主催者(団体)電話番号
6. CPE単位(各カテゴリに応じて計算の上、記入)

4. 履行認定書の発行

本書に記載された要件を満たしたCCSA、CFSAに対しては、(社)日本内部監査協会は、CPE履行証明書を発行し、またIIA本部に履行を報告します。

IV. 監査

(社)日本内部監査協会は、IIAの指示により「CPE報告書」の内容に関して、サンプリングによる監査を行います。虚偽の申告が発覚した場合、CCSA、CFSAの称号は取り消されます。また、監査の際に証明書類が提示出来ない場合、報告内容が否認されることがあります。

CPE対象活動への参加・関与の証明書類は最低3年間、ご自身で保管してください。